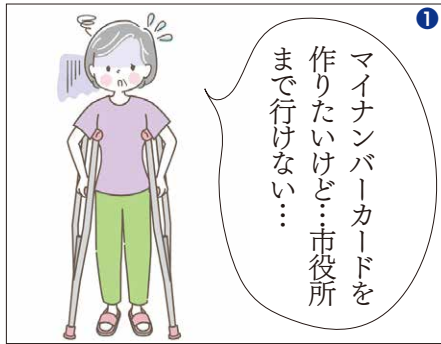


# マイナンバーカードをまだ持っていない人へ

## マイナンバーカード 自宅でらくらく 申請・受取サービス を実施しています！

市役所職員が自宅などに伺い、マイナンバーカードの申請手続きをお手伝いしています。市役所へ来ることなくマイナンバーカードを取得できますので、この機会にぜひ、利用してください。

詳しくは、☎市民課(☎2459)へ。



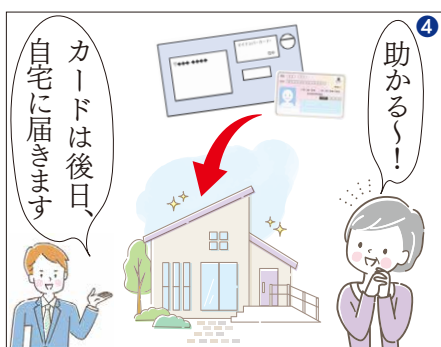
**実施日時** 開庁日の午前9時30分～午後4時  
**対象** 市内に住民票があるマイナンバーカードを初めて申請する人で、次のいずれかの要件に該当する人  
 ▼身体が不自由な人  
 ▼未就学児およびその子育てをしている人  
 ▼高齢で移動手段の確保が難しい等の理由から外出が困難で、市役所(本庁舎・各行政センター)または商業施設等へ実施している申請サポートに出向くことやオンライン・郵送などでの申請が困難な人  
**申込方法** 申請を希望する人の氏名、住所、希望日時、申請人数、電話番号を、電話(☎2123)またはメール(shi.min@city.shibukawa.gun.na.jp)に市民課へ



※電話の受付時間は、開庁日の午前8時30分～午後5時  
**受け取りまでの流れ** 申込・予約調整後、予約日時に職員が自宅へ訪問し、写真撮影(無料)、本人確認、申請受付をします。1～2カ月後、カードができあがりましたら、住民票の住所宛てに本人限定郵便で送付しますので、自宅へ受け取ってください  
**その他** ▼申し込みは、1人から可能です  
 ▼申請当日は、本人確認書類が必要です。必要な本人確認書類がそろわない場合でも申請は可能ですが、カード受け取りの際に市民課窓口への来庁が必要となります  
 ▼介助者の同席をお願いすることがあります  
**ホームページID** 10134



■事業所や各種施設へも出張申請を実施しています  
**実施日時** 開庁日の午前10時～午後4時(上記以外の時間については要相談)  
**対象** おおむね5人以上の、マイナンバーカードの取得が初めての人の申請が見込まれる団体  
 ▼市内に事業所・事務所等を置く企業など  
 ▼市内の自治会、サークル等の団体など  
 ▼学校、幼稚園、保育園など  
 ▼その他の施設など  
 ▼市内に住民票のある人5人以上の集まり  
**申込方法** 出張申請申込書と申請者名簿(市ホームページにあります)を、実施希望日の2週間前までに、市民課へ



郵送(〒377-8501・石原80)または持参するか、左の専用フォームに添付して申し込み  
**申込要件** ▼申込団体において、会議室や机、椅子、電源(コンセント)、駐車場を用意できる  
 ▼出張先が個人宅でない  
 ▼申請者本人が会場に来ることができない(15歳未満の人と成年被後見人は、法定代理人の同行が必要です)  
 ▼申込団体において、申請者の誘導・案内が行える  
 ▼申請者本人が「本人限定受取郵便」でマイナンバーカードの受け取りができる  
**ホームページID** 8861

